

許認可等の内容	庁舎での行為の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市庁舎管理規則第4条第1項		
担当課	財産経営課又は下水道企画課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設立日	平成8年4月1日
審査基準 庁舎での行為の許可は、その行為を庁舎で行う必要性があり、かつ、次に掲げる事項に該当するかどうかを判断して行う。 1 当該行為が執務の妨げにならないと認められること。 2 当該行為が来庁者の妨げにならないと認められること。 3 当該行為が憲法第89条に抵触しないこと。 4 庁舎の安全、防災、機密保持その他庁舎の管理の支障にならないと認められること。			

許認可等の内容	庁舎への集団立入りの承認		
根拠法令及び条項	鳥取市庁舎管理規則第6条		
担当課	財産経営課又は下水道企画課	処分権者	市長
標準処理期間	7日	設立日	平成8年4月1日
審査基準 集団立入りの承認は、庁舎に集団で立入る必要性があり、かつ、次に掲げる事項に該当するかどうかを判断して行う。 1 当該行為が執務の妨げにならないと認められること。 2 当該行為が来庁者の妨げにならないと認められること。 3 庁舎の安全、防災、機密保持その他庁舎の管理の支障にならないと認められること。			

総務 6 - 3

許認可等の内容	行政財産の使用目的等の変更の承認		
根拠法令及び条項	鳥取市財産規則第 11 条の 3 第 2 項		
担 当 課	行政財産の各主管課	処分権者	市長ほか
標準処理期間	7 日	設 立 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 「行政財産の目的外使用の許可」の基準を準用する。			

総務 6 - 4

許認可等の内容	使用料の分納		
根拠法令及び条項	鳥取市行政財産使用料条例第 3 条		
担 当 課	行政財産の各主管課	処分権者	市長ほか
標準処理期間	7 日	設 立 日	平成 8 年 4 月 1 日
審 査 基 準 使用料は、原則として毎年 1 回当該年次分を前納するものであるが、条例第 3 条ただし書の規定により特別な理由があると認めた場合は、分納することができることとされている。 ここで、「特別な理由」とは、使用しようとする者が次のいずれかに該当すると認められる場合をいう。 1 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条に規定する保護を受けている者若しくはこれに近い状態にある者であるとき。 2 分割納付回数を増やすことによって事務処理の円滑化が図られると認められるとき。			

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市行政財産使用料条例第 4 条		
担 当 課	行政財産の各主管課	処分権者	市長ほか
標準処理期間	7 日	設 立 日	平成 8 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>使用料の減免は、鳥取市財産規則第 1 1 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当するかどうかについて審査し、決定するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 他の地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため使用させるとき。 2 法令の規定に基づき公有財産の利用等につき便宜の供与を認められている団体に使用させるとき。 3 公益を目的として設置された団体で市が出資し、又は補助金を交付している団体に使用させるとき。 4 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用させるとき。 5 市の事務の執行上、市長が特に必要と認めたとき。 <p>ここで「市の事務の執行上、市長が特に必要と認めたとき」とは、具体的には次のいずれかに該当する場合などとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 指定管理者などが自動販売機又は業務のために必要な設備等を設置する場合 (2) 鳥取市道路占用料徴収条例第 5 条第 2 号又は鳥取市法定外公共物管理条例第 8 条第 4 号若しくは第 5 号が準用できる場合 (3) 市の事務の執行上、施設に必要な設備又は施設使用者の利便性の向上につながる設備であつて、市が設置を依頼したものを設置する場合 (4) 本市の障がい福祉施策推進の観点から特に必要と認められる場合 (5) 指定金融機関、コミュニティ FM など市の施策に密接に関わる業務を行う場合 (6) その他公共目的での使用と認められる場合 <p>なお、減免の程度は、個々のケースにより判断する。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 2 6 年 4 月 1 日 変更日 令和 5 年 4 月 1 日</p>			

許認可等の内容	既納使用料の返還		
根拠法令及び条項	鳥取市行政財産使用料条例第 5 条		
担 当 課	行政財産の各主管課	処分権者	市長ほか
標準処理期間	7 日	設 立 日	平成 8 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>既納使用料の返還は、条例第 5 条ただし書の規定により、使用者の責めに帰さない理由により、使用の許可を取り消したかどうかについて審査し、決定する。具体的には、鳥取市において、公用又は公共用に供するため使用の許可を取り消し、又は変更したときに返還を行うものとする。</p> <p>なお、返還する額は、許可の残期間、許可を取り消した時期などに応じ、個々のケースにより判断する。</p> <p style="text-align: right;">変更日 平成 2 8 年 4 月 1 日</p>			

総務 6 - 7

許認可等の内容	使用等の許可		
根拠法令及び条項	鳥取市法定外公共物管理条例第4条第1項		
担当課	財産経営課	処分権者	市長
標準処理期間	10日	設立日	平成16年11月1日
<p>審査基準</p> <p>法定外公共物の使用等の許可及び許可の変更は、当該許可に係る使用等の目的、使用等の様態、工事の方法、当該法定外公共物の管理上の支障の有無等を総合的に勘案して行う。具体的には、次のいずれかに該当するときは、許可は行わないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 使用等の様態が、法定外公共物の用途及び機能を阻害するおそれがあると認めるとき。 2 他の法定外公共物の利用者の安全を害するおそれがあると認めるとき。 3 法定外公共物の施設、設備等を破損し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認めるとき。 4 当該使用等において必要とされる利害関係者等の同意を得ていないとき。 5 その他法定外公共物の管理上支障があり、又はそのおそれがあると認めるとき。 			
<p>変更日 平成28年4月1日</p>			

許認可等の内容	使用料の減免		
根拠法令及び条項	鳥取市法定外公共物管理条例第 8 条		
担 当 課	財産経営課	処分権者	市 長
標準処理期間	10 日	設 立 日	平成 16 年 11 月 1 日

審 査 基 準

使用料の減免は、条例第 8 条各号の規定に該当するかどうかについて審査し、決定するが、具体的には次のとおりとする。

1 使用料の免除を行う物件

- (1) 公共的団体が設ける水道管及び下水道管（公共の用に供するものに限る。）
- (2) かんがい排水施設その他農用地の保全及び林業、漁業の経営上必要不可欠と認められる施設
- (3) 日常生活上必要不可欠と認められる通路（橋を含む。）
- (4) 敷地内の雨水又は汚水を排水するための排水施設
- (5) 電気事業者又は第一種電気通信事業者が設ける架空の河川縦断電線及び各戸引込線
- (6) 公共的団体が設ける有線放送柱、架空の河川縦横断線及び各戸引込線
- (7) 使用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱（支線及び支線柱を含む。）
- (8) ガス、電気、第一種電気通信事業者、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管
- (9) 鉄道事業法第 2 条第 1 項に規定する鉄道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設のうち、法定外公共物が無償で鉄道等の敷地を使用する場合
- (10) 公職選挙法による選挙運動のために使用する立札及び看板の類
- (11) カーブミラー、くずかご、灰皿、花壇、掲示板等で営利目的がなく、交通安全、法定外公共物の美化及び公衆の利便に著しく寄与する物件
- (12) 道路、鉄道その他公共の用に供する工作物又は施設と相互に効用を兼ねる法定外公共物（市の取得している権原が使用又は使用貸借である場合に限る。）における使用物件で他の工作物若しくは施設の管理者が使用料の徴収を行う物件。ただし、管理協定が成立している場合は、当該協定による。
- (13) 灯籠、石碑その他これに類する工作物で慣行的なもの
- (14) バス停留所の上屋
- (15) 営利目的でなく、恒例による祭典、縁日その他の催しのため一時的に使用するもの
- (16) 前各号に掲げる物件のほか、慣行等から占用料を徴収することが不相当であると市長が認めた物件

2 使用料の減額を行う物件及び減額後の使用料

使用料の減額をすることができる物件の種類	減額後の使用料
電線類を地中化した場合 1 昭和 62 年 4 月 1 日以降、既存の架空線を撤去し、新たに地下埋設し、使用許可を行った物件 2 昭和 62 年 4 月 1 日以降、電線類が上空に設置されていない河川において地下埋設し、使用許可を行った物件	条例で定める額の 1 / 6

変更日 平成 28 年 4 月 1 日

総務 6 - 9

許認可等の内容	使用料の還付		
根拠法令及び条項	鳥取市法定外公共物管理条例第 10 条		
担 当 課	財産経営課	処分権者	市 長
標準処理期間	14 日	設 立 日	平成 16 年 11 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>1 既納使用料の還付は、使用者の責めに帰さない理由により、使用等の許可の取消し等を行った場合において行うこととする。具体的には、次に掲げる場合に行う。</p> <p>(1) 法定外公共物に関する工事のためやむを得ない必要がある場合</p> <p>(2) 法定外公共物の管理上の事由以外の事由に基づく公共上やむを得ない必要が生じた場合に個別の事情を考慮して適当と認めた場合</p> <p>2 還付する額は、許可の取消しを行った日の属する月の翌月分からとする。</p>			
<p>変更日 平成 28 年 4 月 1 日</p>			